

令和2年9月18日  
中部地方整備局贈賄、公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について  
【指名停止期間変更】

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社府中植木  
業者の住所：東京都府中市若松町4丁目13番地の1
- 指名停止措置期間：当初 令和2年7月22日から令和2年10月21日まで（3ヵ月）  
変更 令和2年7月22日から令和2年11月21日まで（4ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要  
東京都府中市発注の公園拡幅工事及び道路工事等の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日、公契約関係競売入札妨害容疑で(株)府中植木、(株)玉川造園の代表取締役が警視庁に逮捕された。【令和2年7月22日から3ヵ月の指名停止】  
その後、(株)府中植木の代表取締役は、東京都府中市発注の公園工事において、府中市議から事前に入札情報を受けた見返りとして現金100万円を渡していた贈賄の疑いで、令和2年8月5日に再逮捕された。
- 指名停止措置理由  
有資格業者である(株)府中植木、(株)玉川造園の代表取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第10号」に該当する。  
また、(株)府中植木の代表取締役が、同市発注の公園工事において、同市市議から事前に入札情報を受けた見返りとして贈賄を行った疑いで再逮捕されたことから、「国土交通省における指名停止等の措置要領における事務的運用基準」における加算要因である公契約関係競売等妨害と贈賄の複数容疑で逮捕に該当することから、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領第3第5項」に基づき指名停止期間の変更を行う。

「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」  
(指名停止の期間の特例)

第3

- 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

&lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

「国土交通省における指名停止等措置要領における事務的運用基準」  
<指名停止期間の加算要因について>

公契約関係競売等妨害又は談合	2-10	公契約関係競売等妨害と贈賄の複数容疑で逮捕	+1
----------------	------	-----------------------	----

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一  
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138